

## 3 労災保険

労災保険（労働者災害補償保険）は、雇用保険とあわせて労働保険とといいます。

労災保険は、労働者災害補償保険法に基づく制度で、その目的は、「業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うなどして、労働者の福祉の増進に寄与すること」とされています。

### (1) 労災保険の加入

労災保険は、労働者を使用するすべての事業を適用事業としています。

農林水産業において、労災保険は法人、もしくは特定農作業従事者および指定農業機械作業従事者として「特別加入※」している者が労働者を1人でも使用している場合は、強制加入することになります。ただし、農林水産業のうち労働者数5人未満の個人経営の場合、任意加入となっています。

労災保険については、事務所単位の加入ですから、常用、日雇、パートタイマー、アルバイトなど、名称のいかんを問わず、雇用関係にあれば全ての労働者が給付を受けられます。

ただし、会社の代表取締役、業務執行権のある役員、個人事業主等の労働者に該当しない者は、「中小事業主等の特別加入」により加入することが可能です。

#### 【特別加入とは】

業務執行権のある、集落法人の役員で労働者に該当しない者や、「特定農作業従事者」もしくは「指定農業機械作業従事者」として労働基準法の適用労働者に準じて保護することが適当である一定の者については、制度本来の建前を損なわない範囲で特別に任意加入することを認め、一定の要件を満たす災害について保険給付等を行う制度のことを言います。

### (2) 事業を開始した時

「労働保険保険関係成立届」等を労働基準監督署へ事業開始後10日以内に届出する必要があります。なお、事務組合委託の場合は労働保険事務組合※が提出を代行します。

#### 【労働保険事務組合とは】

わずらわしい労働保険の各種届出を代行するために、労働保険事務組合として許可された事業主等の団体が、その構成員である事業主等の委託を受けて労働保険の保険料の申告・納付等の事務処理を行うことにより、その負担軽減を図るとともに、労災保険への特別加入ができるようにした制度です。商工会や社会保険労務士による団体などが、許可を受けてその事務を行っています（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条）。

### ① 提出書類

- 労働保険関係成立届
- 労働保険概算保険料申告書（継続事業）

#### ※ 特別加入の場合

- 労働保険事務等委託書（事務組合へ）
- 特別加入申請書
- 特別加入時健康診断申出書

表Ⅶ-4 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

### ② 添付書類

- 登記事項証明書（または賃貸借契約書※）  
※登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合に必要
- 労働者名簿
- 出勤簿（タイムカード）
- 賃金台帳（支払い実績が無い場合は、「雇用契約書」）

## (3) 保険料の負担

労災保険料の負担は、保険事故に関しては事業主責任があり、事業主が補償しなければならないことから雇用保険の場合と違って、事業主が保険料を全額負担します。したがって、労働者を採用した時や退職した時の届出は必要ありません。

## (4) 保険料の計算

労災保険料は、継続事業の場合、まず毎保険年度（4月から翌年3月まで）の初めにその年度に支払う賃金総額（賞与を含む）の見込み額に一般保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額を概算保険料として申告し、次に、その年度の終了後に、その年度に使用した全労働者に実際に支払った賃金総額に一般保険料率を乗じて得た額を確定保険料として申告することにより概算保険料との過不足を精算します。

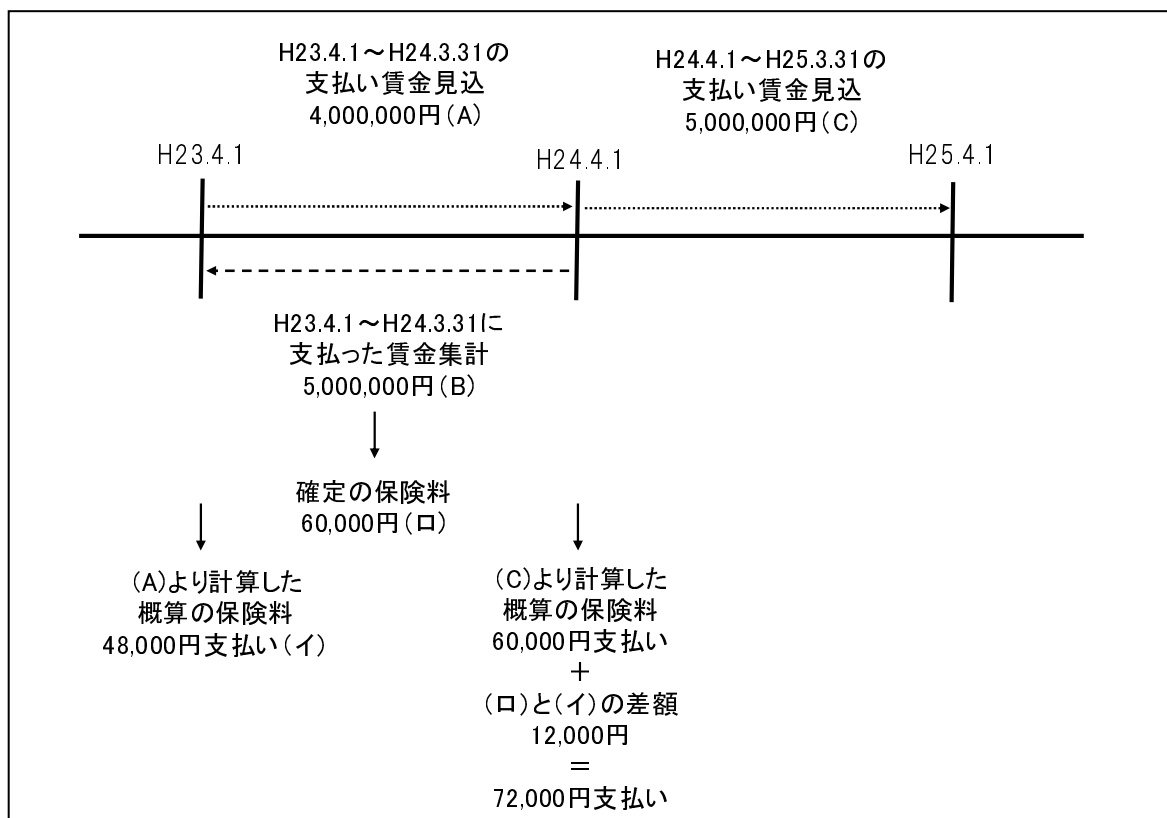
保険料率は、労災事故が発生しやすい事業かどうかで異なり、3/1000から103/1000まで区分されています。農業の場合、12/1000となっています（平成23年10月1日現在）。

## (5) 申告と納付

概算保険料の申告及び確定保険料の申告（これらを「年度更新」といいます。）の手続は、6月1日から7月10日までの間に、所轄の労働基準監督署において「概算保険料申告書」、「確定保険料申告書」を作成して行います。

「概算保険料申告書」と「確定保険料申告書」は同じ用紙（兼用）となっており、前年度分の確定申告と当年度分の概算申告を同時に行うようになっています。

なお、保険料は、一括して納付するのが原則ですが、一定の条件を満たせば、3回に分けて納付することもできます。



図VII-5 保険料の決定と納付方法

## (6) 集落法人の場合

業務執行権の無い役員や一般の構成員で給料の支給を受ける者は、法人に使用される労働者として労災保険に加入し、法人の役員で業務執行権のある者は、「中小事業主等の特別加入」(第1種特別加入)により任意で加入します(従業員300人以下の法人)。

しかし給料でなく、「従事分量配当」によって法人から配当を受けている場合は、注意が必要です。給料でなく「事業所得」になりますので、一般の構成員も労働者としての取扱はできず、「特定農作業従事者」若しくは「指定農作業機械作業従事者」としての特別加入(第2種特別加入)により任意加入することになります。法人からの支払が「給料」なのか「従事分量配当」なのかよく注意してください。

また、業務委託契約により、農家に畦畔の除草を委託した場合は、委託した法人の労災は適用されず、受託した個人の国民健康保険により保険の給付を受けることになります。

事 例	集落法人の責務 (労災保険)	留意点等
① 専業農家(国民健康保険加入)が機械作業のオペレータ(補助作業員)として作業に従事し、給料を支払っている場合	強制適用 (加入)	
② 専業農家(国民健康保険加入)が機械作業のオペレータ(補助作業員)として作業に従事し、従事分量配当を行っている場合	任意 (特別加入)	
③ 専業農家(国民健康保険加入)に畦畔の草刈や水田の水管理を委託し、委託料を支払っている場合	×	国民健康保険 で対応
④ 兼業農家(別の会社で健康保険加入)が日曜日や有給休暇に、機械作業のオペレータとして作業に従事し、給料を支払っている場合	強制適用 (加入)	
⑤ 兼業農家(別の会社で健康保険加入)が日曜日や有給休暇に、機械作業のオペレータとして作業に従事し、従事分量配当を行っている場合	任意 (特別加入)	
⑥ 兼業農家(別の会社で健康保険加入)に畦畔の草刈や水田の水管理を委託し、委託料を支払っている場合	×	健康保険で 対応
⑦ 兼業農家の奥さん(夫が会社で健康保険加入)が機械作業の補助作業員として作業に従事し、給料を支払っている場合	強制適用 (加入)	
⑧ 兼業農家に畦畔の草刈や水田の水管理を委託し、委託料を支払っているが、実際の作業は奥さん(夫が会社で健康保険加入)が実施している場合	×	健康保険で 対応

【問い合わせ先】 社会保険労務士・労働基準監督署